

「国家公務員 勤務時間・休暇実務のてびき 新版（令和7年）」ご購入の皆様へ

令和8年6月1日  
人事行政研究所

「勤務時間・休暇実務のてびき」をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。

本書は、令和7年8月に発行いたしました。その後、令和7年10月1日、令和8年4月1日及び同年6月1日に関係する制度の改正が行われました。令和7年10月1日の改正内容は既に本書に反映済みですので、本ペーパーでは、令和8年4月1日及び同年6月1日の改正内容を中心に本書の該当する箇所の修正内容（見え消し又は差替え）の一覧を作成いたしました。

ご購入の皆様には、改正の内容等をご確認いただきまして、引き続き本書をご利用いただければ幸いです。

#### 《令和8年4月1日の制度改正の概要》

##### 1 年次休暇の単位の見直し（常勤職員及び非常勤職員）

年次休暇の単位について、原則1日単位は変更せず、特に必要があると認められるときは、1時間単位又は15分単位とすることができるよう改正（改正前は、交替制等勤務職員のみ15分単位可、その他の職員の最小単位は1時間）

##### 2 非常勤職員の休暇制度の見直し

###### ① 年次休暇付与前倒し

6月以上の任期を定めて採用された非常勤職員の年次休暇を採用日に付与することや、改正前の年次休暇の継続付与のサイクルを維持して、継続勤務年数に応じて年次休暇の加算日数を付与する経過規定を措置する等の改正

###### ② 常勤職員の特別休暇相当の休暇の有給化

常勤職員の特別休暇に相当する休暇のうち、無給とされている「保育時間の場合」、「子の看護等をする場合」、「短期の介護をする場合」及び「ドナーとなる場合」の休暇を有給化する改正

###### ③ 通勤上傷病休暇（無給）の新設

通勤による負傷・疾病のため療養する必要がある場合（国家公務員災害補償法上の通勤災害が該当）に取得できる無給の通勤上傷病休暇（付与日数は、必要と認められる期間）を新設する改正

#### 《令和8年6月1日の制度改正の概要》

##### ○「官公署へ出頭する場合」の休暇の対象範囲の拡大（常勤職員及び非常勤職員）

刑事訴訟法に基づく被害者参加制度により「被害者参加人」として裁判所等へ出頭する場合に特別休暇（常勤職員）又は特別休暇に相当する休暇（非常勤職員）を取得できるよう改正

《修正等の内容》

1. 22 ページ：「第 1 章」・「5 フレックスタイム制適用職員の週休日及び勤務時間の割振り等」・「(参考資料) フレックスタイム制適用職員が休暇により 1 日勤務しない場合の、休暇の取扱い」

※ 22 ページの表を次のとおり修正する。

休暇の種類	1日の勤務時間数	休暇により、1日勤務しないことがあらかじめ明らかな日	急遽取得する日			
			例：6時間30分	7時間超～7時間45分	例：9時間30分	
年次休暇		1日	1時間又は15分単位	1日単位 ・ 1時間又は15分単位(※1)	1時間又は15分単位	
			一部を勤務しない場合：1時間単位又は15分単位			
病気休暇			全てを勤務しない場合：1日単位 一部を勤務しない場合：1時間又は1分単位 (ただし、特定病気休暇の期間計算については、1日として取り扱う。)			
特別休暇	特定休暇 (出生サポート休暇、妻の出産休暇、 育児参加休暇、子の看護等休暇 及び短期介護休暇)		全てを勤務しない場合：1日単位 一部を勤務しない場合：1時間単位 (残日数のすべてを使用する場合、1時間未満の端数も使用可)			
	特定休暇以外の休暇(※2)		全てを勤務しない場合：1日単位 一部を勤務しない場合：1時間又は1分単位(※3) (ただし、暦日の休暇の取得日数計算については、1日として取り扱う。)			
介護休暇(※2)		全てを勤務しない場合：1日単位 一部を勤務しない場合：1時間単位(最大4時間まで)				

※1：例えば、1日の勤務時間を7時間15分や7時間30分とした場合は、7時間15分や7時間30分で取得することが可能であるが、従前どおり1日単位で取得することも可能である。

※2：介護休暇は連続する6日間取得できる休暇であるため、取得可能期間中の各日の取得時間数は、取得可能期間に影響しない。  
(特別休暇のうち、取得可能期間が「連続する〇日」とされている休暇も同様)

※3：特別休暇のうち、「必要と認められる期間」とされているものについては、1日の勤務時間数にかかわらず、必要と認められる日・時間数を承認。

2. 95・96 ページ：「第 3 章 休暇」・「2 年次休暇」・「(6) 年次休暇の単位」

※ 次のとおり修正する。

(6) 年次休暇の単位

- ① 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、~~1時間(交替制等勤務職員(勤務時間法第7条第1項に規定する職員)にあっては、1時間又は15分)~~を単位とすることができる。また、1時間又は15分単位の休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。

~~-(注) 交替制等勤務職員以外は、分単位の年次休暇は認められない。-~~

- ② 1日を単位とする年次休暇は、次の場合に使用できる。  
1回の勤務に割り振られた勤務時間が、7時間を超え7時間45分を超えない時間(勤務時間法第11条の規定により1週間当たりの勤務時間が延長されている船員にあっては8時間を超えない時間)とされている場合において、当該勤務時間のすべてを勤務しないとき。

規則 15—14 第 20 条  
第 1 項、第 2 項

運用通知第 12 の第 15 項

〈年次休暇の使用可能単位の取扱い〉

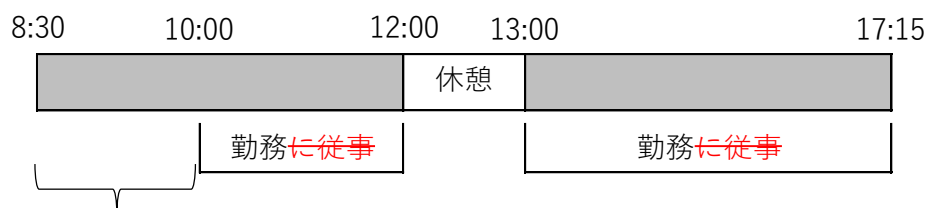
職員の区分	1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないとき		
	7時間以下の勤務	7時間超～7時間45分の勤務	7時間45分超の勤務
官執勤務職員	—	《7時間45分勤務のみ》 原則：1日単位	—
フレックスタイム制 適用職員	1時間又は15分単位	1日単位	1時間又は15分単位
交替制勤務職員及び 変則勤務職員		1時間又は15分単位 (注：参照)	

(注) 1日単位の年次休暇は、上記(6)②の場合に使用できる。

例えば、フレックスタイム制や交替制等により1日の勤務時間を7時間15分や7時間30分とした場合は、年次休暇を7時間15分や7時間30分で取得することが可能であるが、従前どおり1日単位で取得することも可能である。

〈勤務時間の一部を勤務しない場合の年次休暇の取得例〉

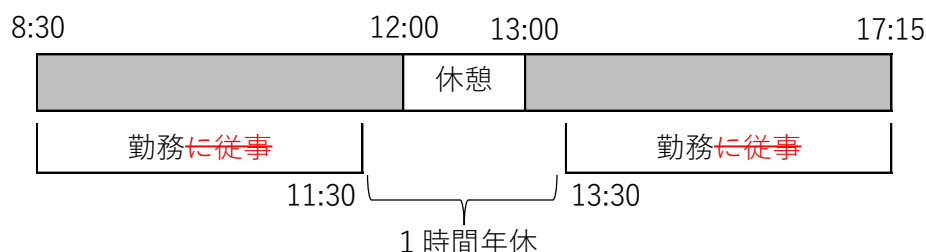
- 8時30分から10時まで休む必要がある場合



(1時間30分の年次休暇を請求)

- ※ 官執勤務職員及びフレックスタイム制適用職員の場合は、~~1時間未満の単位での使用ができないので、2時間の年次休暇を承認する。~~
- ※ 交替制等勤務職員の場合は、1時間又は15分単位での使用ができるので、1時間30分の年次休暇を承認する。

- 休憩時間の前後に年次休暇を必要とする場合



- ※ 休憩時間の前後に割れる勤務時間を合算して、与えることができることとされている(例の場合は1時間の年次休暇を承認)。

3. 106 ページ：「第 3 章 休暇」・「4 特別休暇」・「(2) 特別休暇の事由及び期間並びに運用上の留意事項」・「特別休暇一覧」

※ 「2 (官公署へ出頭する場合)」の欄を次のとおり修正する。

<p>2 (官公署へ出頭する場合)          裁判員、証人、鑑定人、参考人、<b>被害者参加人</b>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>* 刑事訴訟又は民事訴訟の当事者として出頭する場合は承認できない。          * 往復に要する期間も「必要と認められる期間」に含まれる。          * 法的強制力をもった出頭要請であること及び出頭の公益性があることが必要</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 148 ページ：「第 4 章 短時間勤務職員の勤務時間及び休暇」・「5 短時間勤務職員の休暇」・「(2) 年次休暇」・「⑥ 年次休暇の単位」

※ 次のとおり修正する。

⑥ 年次休暇の単位

ア 短時間勤務職員の年次休暇の単位は、1日とする(注)。ただし、特に必要があると認められるときは、~~1時間(規則15—14第7条第1項第3号に規定する職員にあつては、1時間又は15分)~~を単位とすることができる。

規則 15—14 第 20 条  
 運用通知第 12 の第 15 項

5. 157～159 ページ：「第 5 章 非常勤職員の勤務時間及び休暇」・「3 休暇」・「(1) 年次休暇」

※ 「① 年次休暇の付与の要件及び日数等」は(注 1)・(注 2)を除き差し替え、(注 1)・(注 2)及び③は次のとおり修正する。

(1) 年次休暇

① 年次休暇の付与の要件及び日数等

ア **6 月以上の任期を定めて採用された非常勤職員又は 6 月以上の期間を定めて任期を更新された非常勤職員**  
 採用日(継続勤務(※1)を開始した日)又は任期更新日(以下「特定日」という。)に年次休暇を付与する。また、特定日から1年以上継続勤務し、それぞれの1年間で全勤務日(※2)の8割以上出勤した場合には、特定日から起算した継続勤務年数の区分に応じた年次休暇の日数を付与する。具体的な日数は、次表のとおりである。

規則 15—15 第 3 条  
 規則 15—15 運用通知  
 第 3 条関係  
 第 1 項、第 2 項

※1 「継続勤務」とは、原則として同一官署において、その勤務が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務をいう。なお、任命権者を同じくする異なる官署の官職に就く場合についても「継続勤務」として取り扱って差し支えない。

※2 「全勤務日」とは、非常勤職員の勤務を要する日の全てであり、「出勤した」日数の算定に当たっては、休暇、休職、停職、育児休業及び育児時間の期間は、これを出勤したものとみなして取り扱う。

また、1日の一部の時間について、職務専念義務の免除ないし欠勤した場合であっても、その他の時間について勤務すれば、その日は「出勤した」日となる。

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで	
特定日から起算した継続勤務期間	特定日	10日	7日	5日	3日	1日
	1年	11日	8日	6日	4日	2日
	2年	12日	9日	6日	4日	2日
	3年	14日	10日	8日	5日	2日
	4年	16日	12日	9日	6日	3日
	5年	18日	13日	10日	6日	3日
	6年以上	20日	15日	11日	7日	3日

(注) 1週間の勤務日の日数欄の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下とされている職員で、1週間の勤務時間が29時間以上であるものを含む。

#### イ 6月未満の任期を定められた非常勤職員

6月未満の任期を定められた非常勤職員が、任期の更新等により採用日（継続勤務を開始した日）から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合は、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下「6月経過日」という。）に年次休暇を付与する。また、採用日から1年6月以上継続勤務し、それぞれの1年間で全勤務日の8割以上出勤した場合には、6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じた年次休暇の日数を付与する。具体的な日数は、次表のとおりである。

※ 「継続勤務」及び「全勤務日」の取扱い等については、上記と同じ。

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで	
6月経過 日から起 算した継 続勤務期 間	6月経過日 (採用日から6月)	10日	7日	5日	3日	1日
	1年 (採用日から1年6月)	11日	8日	6日	4日	2日
	2年 (採用日から2年6月)	12日	9日	6日	4日	2日
	3年 (採用日から3年6月)	14日	10日	8日	5日	2日
	4年 (採用日から4年6月)	16日	12日	9日	6日	3日
	5年 (採用日から5年6月)	18日	13日	10日	6日	3日
	6年以上 (採用日から6年6月以上)	20日	15日	11日	7日	3日

(注) 1週間の勤務日の日数欄の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下とされている職員で、1週間の勤務時間が29時間以上であるものを含む。

**【経過措置】**

- ① 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに6月以上の任期を定めて採用された非常勤職員又は6月以上の期間を定めて任期を更新された非常勤職員（②の非常勤職員を除く。）については、令和8年4月1日を特定日とし、当該特定日に年次休暇を付与する。
- ② 令和7年9月30日以前から引き続き継続勤務している非常勤職員に対する年次休暇に関する規定の適用については、なお従前の例による。

(注1) 期間業務職員に対する規則15—15運用通知第3条関係の適用については、同規則第2条第1項の規定により各省各庁の長が定めた勤務時間（以下「原則的な勤務時間」という。）により取り扱うこと（「全勤務日の8割以上出勤した」は、勤務実績に基づくものであるため、勤務時間が原則的な勤務時間であるかどうかにかかわらず、当該期間業務職員の勤務実績に応じて取り扱うこととなる。）。

(注2) 継続勤務していても出勤割合が8割未満であれば、年次休暇の要件は満たさず、~~その翌年次の1年間~~の年次休暇の日数は当然零（繰越しがあれば別）となるが、~~その年当該1年間~~の出勤割合が8割以上であれば、次の~~年1年間~~は継続勤務年数に応じた年次休暇が与えられることとなる（付与期間は、継続勤務の起算日が~~当初の採用時点であることから~~、個人々人によって異なり、常勤職員のように年単位ではない。）。

規則 15—15 運用通知  
経過措置第2項、第3項

「非常勤職員の年次休暇の取扱いについて」（令和6.12.2 職職—299）（以下「令和6年職職—299」という。）第1項

- ② 年次休暇の繰越し  
(省略)

(省略)

③ 年次休暇の単位

ア 1日を単位とする。ただし、特に必要があると認められるときは、~~1時間（常勤の交替制等勤務職員の勤務時間に関する基準を考慮して勤務時間が定められている非常勤職員にあっては、1時間又は15分）~~を単位とすることができる。

（注）非常勤職員の1日の勤務時間の全てを勤務しない場合の取扱いについて

(1) 年次休暇は日を単位として付与することを基本としているので、年次休暇により1日の勤務時間の全てを勤務しない場合は、1日の年次休暇となる。ただし、勤務日ごとの勤務時間（原則的な勤務時間によるものをいう。以下同じ。）の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1日の勤務時間の全てを勤務しない日の勤務時間が、後述イの（注）の例により得た時間と異なる場合は、~~1時間（交替制等勤務職員の勤務時間に関する基準を考慮して勤務時間が定められている非常勤職員にあっては、1時間又は15分）~~単位とする。

(2) 規則第2項期間業務職員が、年次休暇により1日の勤務時間の全てを勤務しない場合は、(1)にかかわらず、次のように取扱う。

a 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である期間業務職員にあっては、年次休暇により1日の勤務時間の全てを勤務しない日の勤務時間が、原則的な勤務時間と同じである場合は、1日の年次休暇とすることとし、それ以外の場合は、1時間又は15分単位の年次休暇とする。なお、規則15-14運用通知第17の第2項による計画表等（以下「計画表等」という。）により、年次休暇を使用して1日の勤務時間の全てを勤務しないことを予定していることが明らかな日は、その日の勤務時間について、原則的な勤務時間と同じ勤務時間とした上で、1日の年次休暇とする。

b 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない期間業務職員にあっては、年次休暇により1日の勤務時間の全てを勤務しない日の勤務時間が、下記（注）の例により得た時間と同じである場合は、1日の年次休暇とすることとし、それ以外の場合は、1時間又は15分単位の年次休暇とする。なお、計画表等により、年次休暇を使用して1日の勤務時間の全てを勤務しないことを予定していることが明らかな日は、その日の勤務時間について、後述イの（注）の例により得た時間と同じ時間とした上で、1日の年次休暇とする。

イ （省略）

規則15-15運用通知  
第3条関係第6項

令和6年職職-299  
第2項

（省略）

6. 160～170 ページ：「第5章 非常勤職員の勤務時間及び休暇」・「3 休暇」・「(2) 年次休暇以外の休暇」

※ 160 ページ：「① 有給の休暇（規則15-15第4条第1項、規則15-15運用通知第4条関係）」の表中「2（官公署に出頭する場合）」の欄を次のとおり修正する。

<p>2 (官公署へ出頭する場合)</p> <p>裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p>	<p>必要と認められる期間</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------

※ 163 ページ以下：「① 有給の休暇（規則 15-15 第 4 条第 1 項、規則 15-15 運用通知第 4 条関係）」の表の「14 (私傷病の場合)」欄の下に次の欄を追加する。

<p>15 (保育時間の場合)</p> <p>生後 1 年に達しない子を育てる非常勤職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p> <p>※ 「子」には実子、養子、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親（一定の養育里親を含む。）に委託されている里子が含まれる（16 ページ：第 1 章の 5(5)①イ a を参照）。</p>	<p>1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間（男子の非常勤職員は、常勤の職員と同様に調整）</p>
<p>16 (子の看護等をする場合)</p> <p>9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する非常勤職員（人事院の定めるものに限る。）が、その子の看護等（ほ負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして人事院が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事院が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事院が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>※ 「人事院の定めるもの」とは、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものをいう。</p> <p>※ 「子を養育する」とは、子と同居してこれを監護することをいう。</p> <p>※ 「人事院が定めるその子の世話」とは、予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。</p> <p>※ 「人事院が定める事由」とは、次に掲げる事由をいう。</p> <p>ア 学校保健安全法の規定による出席停止</p> <p>イ 保育所、認定こども園その他の施設又は事業（113 ページ：（注 2）参照）における学校の休業や出席停止に準ずるもの</p> <p>※ 「人事院が定めるもの」とは、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう（授業参観や運動会等は含まれない）。</p> <p>※ 他に看護等が可能な家族等がいる場合であっても、非常勤職員が子の看護等を行う必要があり、実際にその看護等に従事する場合には、認められる。</p> <p>※ 年度の途中で 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの</p>	<p>一の年度（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）において 5 日（子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、勤務日 1 日当たりの勤務時間（1 分未満の端数切捨て）の 5 倍（子が 2 人以上の場合にあっては、10 倍）の時間）の範囲内の期間</p>

<p>間にある子の人数が2人以上から1人となった場合は、常勤職員と同様の取扱いとする。</p> <p>※ 「子」には実子、養子、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親（一定の養育里親を含む。）に委託されている里子が含まれる（16 ページ：第1章の5(5)①イ aを参照）。</p>	
<p>17（短期の介護をする場合）</p> <p>次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号並びに②の1及び2において「要介護者」という。）の介護その他の人事院の定める世話をを行う非常勤職員（人事院の定めるものに限る。）が、その世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子及び配偶者の父母</p> <p>イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>ウ 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子</p> <p>※ 「同居」には、非常勤職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。</p> <p>※ 「人事院の定める世話」とは、要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をいう。</p> <p>※ 要介護者の死亡等により、年度途中で要介護者の人数が2人以上から1人となった場合は、常勤職員と同様の取扱いとする。</p> <p>※ 「人事院の定めるもの」とは、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものをいう。</p>	<p>一の年度(4月1日～翌年3月31日)において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、勤務日1日当たりの勤務時間(1分未満の端数切捨て)の5倍(要介護者が2人以上の場合にあつては、10倍)の時間)の範囲内の期間</p>
<p>18（ドナーとなる場合）</p> <p>非常勤職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p> <p>※ 「子」には実子、養子、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親（一定の養育里親を含む。）に委託されている里子が含まれる（16 ページ：第1章の5(5)①イ aを参照）。</p>	<p>必要と認められる期間</p>

(注1) (省略)

(注2) (省略)

※ 164 ページ以下：「② 無給の休暇（規則 15—15 第 4 条第 2 項、規則 15—15 運用通知第 4 条関係）」の表中、「1（保育時間の場合）」、「2（子の看護等をする場合）」、「3（短期の介護をする場合）」及び「9（ドナーとなる場合）」の欄を削り（これらは上記「① 有給の休暇」に移動）、下記の各欄を次のとおり修正する。

事由	期間
<del>4</del> -1（指定期間内で介護をする場合） （省略）	（省略）
<del>5</del> -2（1日の一部で介護をする場合） （省略）	（省略）
<del>6</del> -3（生理日の就業が著しく困難な場合） （省略）	（省略）
<del>7</del> -4（妊産疾病の場合） （省略）	（省略）
<del>8</del> -5（公務上又は通勤上の負傷等の場合） 公務上の負傷又は若しくは疾病又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律 191 号）第 1 条の 2 に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ※ 「疾病」には、予防接種による著しい発熱等が、「療養する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれる。	必要と認められる期間

※ 168 ページ以下：「③ 年次休暇以外の休暇の単位」について、次のとおり修正する。

③ 年次休暇以外の休暇の単位

ア 必要に応じて 1 日、1 時間又は 1 分を単位として取り扱うものとする。

イ 特定休暇（①9（不妊治療のため通院等する場合）、①12（妻が出産する場合）、~~及び~~①13（育児参加をする場合）、~~並びに~~②2-①16（子の看護等をする場合）及び②3-①17（短期の介護をする場合））の単位は、1 日又は 1 時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1 時間。ただし、当該非常勤職員の 1 回の勤務に定められた勤務時間であって 1 時間未満の端数があるものすべてを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、残日数の全てを使用しようとする場合において、残日数に 1 時間未満の端数があるときは、残日数のすべてを使用することができる。

（注 1）（省略）

（注 2）（省略）

規則 15—15 運用通知  
第 4 条関係

（省略）

ウ ②-4-1（指定期間内で介護をする場合）の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、~~始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した~~4時間（当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

~~〈令和7年10月1日施行〉~~

~~——「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」という要件が廃止される。~~

枠線消去

~~エ ②-5（1日の一部で介護をする場合）の単位は30分とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）の範囲内（育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）とする。~~

~~〈令和7年10月1日施行〉~~

エ ②-5-2（1日の一部で介護をする場合）の単位は30分とし、第1号育児時間（125ページ；第3章6(7)を参照）の承認を受けて勤務しない時間がある日の当該休暇は、1日につき2時間（1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

枠線消去

オ （省略）

カ （省略）

（省略）